

千葉県臨港地区構築物規制条例

(昭和41年8月1日条例第28号)

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、県が港湾管理者である港湾の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

(規制構築物)

第二条 法第四十条第一項に規定する条例で定める建築物その他の構築物は、商港区の区域内にあつては別表第一に掲げるもの以外のものでし、工業港区の区域内にあつては別表第二に掲げるもの以外のものでし、漁港区の区域内にあつては別表第三に掲げるもの以外のものでし、修景厚生港区の区域内にあつては別表第四に掲げるもの以外のものでしとする。

一部改正〔昭和四十六年条例一四号・平成一八年二五号〕

(分区の指定に伴う措置)

第三条 法第三十九条第一項の規定による分区の指定の際現に当該分区の区域内において建設、改築又は用途の変更を行つている建築物その他の構築物は、その工事の完了の日まで、この条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

追加〔平成一八年条例二五号〕

(罰則)

第四条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成一八年条例二五号〕

(両罰規定)

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

一部改正〔平成一八年条例二五号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十一年九月一日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際現に建設、改築又は用途の変更を行なつている建築物その他の構築物は、その工事の完了の日まで、この条例の適用については現に存する建築物その他の構築物とみなす。

附 則（昭和四十六年三月十五日条例第十四号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に建設、改築又は用途の変更を行なつている建築物その他の構築物は、その工事の完了の日まで、この条例の適用については現に存する建築物その他の構築物とみなす。

附 則（昭和五十九年十二月十四日条例第三十四号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則（平成十二年七月十四日条例第四十七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年三月三十日条例第二十五号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、別表第三第一号の改正規定は、公布の日

から施行する。

別表第一

- 一 法第二条第五項に規定する港湾施設（以下「港湾施設」という。）のうち次に掲げる施設
 - イ 外郭施設
 - ロ 係留施設
 - ハ 臨港交通施設
 - ニ 航行補助施設
 - ホ 荷さばき施設
 - ヘ 旅客施設
 - ト 保管施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
 - チ 船舶役務用施設
 - リ 港湾公害防止施設
 - ヌ 廃棄物処理施設
 - ル 港湾環境整備施設
 - ヲ 港湾厚生施設
 - ワ 移動式施設
- 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次業の用に供する施設
- 三 港湾関係官公署その他公用又は公共用の施設
- 四 旅館、ホテル並びに飲食営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業を除く。以下同じ。）及び物品販売業の用に供する店舗
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めた施設
一部改正〔昭和五九年条例三四号・平成一八年二五号・平成二四年〕

別表第二

- 一 港湾施設のうち次に掲げる施設
 - イ 外郭施設
 - ロ 係留施設
 - ハ 臨港交通施設
 - ニ 航行補助施設
 - ホ 荷さばき施設
 - ヘ 保管施設
 - ト 船舶役務用施設
 - チ 港湾公害防止施設
 - リ 廃棄物処理施設
 - ヌ 港湾環境整備施設
 - ル 港湾厚生施設
 - ヲ 移動式施設
- 二 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設
- 三 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業及び運送取次業の用に供する施設
- 四 港湾関係官公署その他公用又は公共用の施設
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めた施設
追加〔昭和四六年条例一四号〕、一部改正〔平成二四年〕

別表第三

- 一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する基本施設（水域施設を除く。）及び機能施設（漁港施設用地を除く。）
- 二 漁船の造船施設
- 三 漁獲物干場

- 四 漁具の補修又は保管に必要な施設
- 五 漁業協同組合、漁業会社その他の漁業関係団体の施設
- 六 港湾関係官公署その他公用又は公共用の施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めた施設
一部改正〔昭和四六年条例一四号・平成一八年二五号〕

別表第四

- 一 港湾施設のうち次に掲げる施設
 - イ 外郭施設
 - ロ 係留施設
 - ハ 臨港交通施設
 - ニ 航行補助施設
 - ホ 船舶役務用施設
 - ヘ 港湾公害防止施設
 - ト 港湾環境整備施設
 - チ 港湾厚生施設
- 二 図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂及び展望施設
- 三 港湾関係者のためのスポーツ又はレクリエーション施設
- 四 港湾関係官公署その他公用又は公共用の施設
- 五 港湾関係者のための休泊所並びに飲食営業及び物品販売業の用に供する店舗
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めた施設
追加〔平成一八年条例二五号〕、一部改正〔平成二四年〕